

養父市教育委員会告示第 4 号

養父市立小・中学校教職員の勤務時間の適正化に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教職員の職務の見直し及び点検、学校事務の軽減・効率化等によって教職員の勤務時間を適正化し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するための実効性のある措置を検討するため、養父市立小・中学校教職員の勤務時間の適正化に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 養父市立小学校及び中学校設置及び管理条例（平成16年養父市条例第80号）に規定する養父市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）の学校業務改善に関する研究及びその効果の検証
- (2) 小・中学校において、ゆとりを生み出し、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保するための効果的な手法の検討
- (3) 教職員の勤務実態を把握するための書類調査及び現地調査の結果を踏まえた勤務時間の適正化への取組の検証
- (4) 小・中学校において「学校業務改善マニュアル」を有効に活用するための具体的な提案及び指導助言

(検証事項)

第3条 委員会は、小・中学校の学校運営改善に関する次の取組について検証する。

- (1) 校務分掌について
- (2) 事務処理の効率化について
- (3) 学校行事の精選について
- (4) 会議、研修の在り方について
- (5) 課題対応のシステム化について
- (6) システムの効果的な活用方策について
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学校運営の改善に必要な事項について

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、校長代表、教頭代表及び教職員代表の中から、養父市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(勤務時間管理者)

第8条 小・中学校に、勤務時間を管理する勤務時間管理者を置き、校長又は教頭をもって充てる。

(勤務時間管理員)

第9条 勤務時間管理者は、勤務時間の管理に関する事務を行わせるための勤務時間管理員を指名することができる。

(校内委員会)

第10条 小・中学校は、委員会の指導により、それぞれの勤務時間の適正化を推進するための学校運営改善に係る校内委員会(以下「校内委員会」という。)を設置する。

2 校内委員会は、勤務時間管理者及び勤務時間管理員並びに当該校の教職員代表で構成する。

3 校内委員会は、委員会に改善事項を報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、養父市教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年5月25日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず教育長が招集する。